

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】坂口 一成

【所属】(助成決定時)北海道大学大学院法学研究科 助教

【研究題目】中国における寛刑化の背景——刑罰政策の転換と刑罰観の変容

【研究の目的】

中国では、「治乱世用重典」(乱世を治めるには厳罰を用いる)という発想に基づき、1983年から断続的に行われている犯罪撲滅キャンペーン(「嚴打」)以降、重罰(5年以上の懲役刑ないし死刑としておく)の比率が激増し、90年代中盤までおおむね、判決発効総人員(「発効」とは法的効力が生じること)の30~40%(83年は47%)を占めてきた。また中国が死刑大国であることは公然の秘密である。

ところが、近年、重罰の比率が減少傾向にある。例えば2004年には判決発効総人員における重罰率が、1982年以来22年ぶりに20%を切った。また死刑についても制限に向けた改革が進められている。さらに執行猶予、罰金刑の適用率も上昇している。全体的に、寛刑化しているといえよう。

だが、刑事事件発生数・率や第1審新規受理件数は、実は80年代初頭よりも増えている。数字上、治安が良くなかったわけでもない。

それでは、なぜこうした変化が生じているのか。本研究では治安状況が回復していないことから、中国社会(特に政策決定者)における刑罰に対する考え方(治乱世用重典)そのものに何らかの変化が生じたのか、という点に注目して、この課題に切り込む。

【研究の内容・方法】

本研究では、大別して現状把握と背景分析の2つの作業を行った。

(1)現状把握

最高人民法院研究室編『全国人民法院司法統計歴史資料匯編1949-1998(刑事部分)』(人民法院出版社、2000年)、『中国法律年鑑』等を用いて宣告刑の統計を整理し、その変化をトレースした。その結果、①80年代中期以降、ほぼ右肩上がりであった重罰率が改正刑典施行の1998年に減少に転じたこと、および②その後(2007年度まで確認)も寛刑化が進行していることの2点が判明した。なお、①については、改正による罰金刑の適用対象の大幅な拡大、および窃盗罪の法定刑の引下げ(短期を5年から3年にし、罰金刑を追加)の影響が大きいと考えられる。また②については継続的に寛刑化を促進する(刑典改正以外の)要因があると推測される(またそれは上記の改正にも影響していると考えられる)。

死刑言渡・執行数については統計が国家秘密とされているため不明であるが、各種の言説・報道からは、刑典改正以降、特に近年減少していることが浮かび上がった。

(2)背景分析

刑罰観の変容という視座から、刑罰のあり方をめぐる学者や実務家の議論を、特に80年代中頃以降に争点となった厳罰化の是非に焦点を合わせ整理・検討した。この論争においては、批判論が徐々に学界の主流を形成した。その論拠は多岐に渡る。主には①厳罰化しても実際に犯罪が減っていないこと、②犯罪は「社会の矛盾の総合的反映」であるため刑罰だけでは対処できないこと、③公正のために罪刑均衡が必要であること、④国内社会の不調和(厳罰を受けた者等の不満を和らげ、被害者・大衆の止まるところを知らない応報感情に呼応せず、それに歯止めをかける)の解消、⑤経済システムの影響(市場経済は寛刑化を求める)、⑥国際社会との関係(条約の義務の履行、国際的潮流、国際的イメージ)がある(趙秉志ほか『中国刑法的運用与完善』(法律出版社、1989年)231頁[趙]、賈宇「從“嚴打”到“寬嚴相濟”」国家檢察学院学報2008年2期155頁など)。特に刑罰観との関係では①および②が重要であり、刑罰の作用の限界が認識されたことがうかがえる。

また、2009年8月に陳衛東教授(中国人民大学法学院・刑事訴訟法)と盧建平教授(北京師範大学刑事法律科学研究院・刑事政策)と個別に面談し、以上の知見を基にヒアリングを行った。

【結論・考察】

学界においては、刑罰を重くすれば犯罪を抑止できるわけではない、犯罪の消滅は不可能である、経済発展過程における一定程度の犯罪増加はやむを得ない、といった「用重典治乱世」に反省を迫る見解が多数説になり、寛刑化を後押ししていると考えられる。

しかし政策決定者は、なお「用重典治乱世」に立脚していると考えられる(陳衛東教授も同旨。ヒアリングによる)。中共中央「社会主義の調和のとれた社会の構築の若干の重大問題に関する決定」(2006年10月11日採択)六(6)では治安が悪化すれば厳罰によって対処することが明言されている。

そして同決定はその上で、「社会・政治が長期間安定を維持している」との現状認識を示す(一)。少なくとも「乱世」ではない、ということであろう。また、寛刑化自体が、「調和のとれた社会」建設、さらには党の支配の正統性調達に役立つと考えられている(例えば周玉華(山東省高級人民法院長)「対刑事政策問題的思考」人民司法 2007年21期16~17頁参照。なお、このことは刑罰の目的が犯罪予防だけではないことを意味する)。そしてそうであるが故に、ひとたび安定が危うくなれば、やはり「重典」が用いられる。2009年7月に起きたウイグル騒乱に際して、安定回復のために厳罰化が指示された(http://news.xinhuanet.com/politics/2009-09/07/content_12006494.htm)ことは、その何よりの証左といえよう。

結局、政策決定者において「用重典治乱世」の枠組みは、なお基本的に維持されていると考えられる。